那珂市子どもの学習・生活支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

　　この要領は、那珂市子どもの学習・生活支援事業（以下「学習・生活支援事業」という。）を実施するにあたり、委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

２　業務の概要

（１）業務名称

　那珂市子どもの学習・生活支援事業業務委託

（２）業務内容

　　別紙「那珂市子どもの学習・生活支援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」）のとおりとする。

（３）委託期間

　　　令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで（３年間）とする。

（４）委託費

　　　13,695,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

（５）対象経費

報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（市社会福祉課と要協議）、負担金

３　プロポーザル方式を採用した理由

本事業の遂行に当たっては、円滑な事業遂行とともに、学習・生活支援に係る豊富な経験と専門的な知見を有し、事業を公正、中立かつ効率的に実施することが求められることから、プロポーザル方式に基づき委託業者を選定する。

４　プロポーザル方式の種別

　　公募型プロポーザル方式

５　応募資格

　　県内に事業所等を有する法人（以下「法人」という。）であって、次の要件を全て満たすことができるものとする。

（１）生活困窮者自立支援法施行規則（平成２７年厚生労働省令第１６号）第９条の規定に該当すること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（３）那珂市建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要項（平成２９年那珂市告示第３０号）及び那珂市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要項（平成２９年那珂市告示第３１号）の規定による指名停止を現に受けていない者であること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては、更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、再生手続開始の決定を受けたものであること。

（５）那珂市暴力団排除条例（平成２３年那珂市条例第３１号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（６）国税及び地方税を滞納していないこと。

（７）応募に係る提出すべき書類及び提案書その他提案者が提出する資料等に虚偽の記載がないこと。

６　応募手続等

（１）質問書の受付

ア　提出書類

質問書（別紙様式８）

　　イ　提出期限

　　　　令和７年１１月５日（水）午後５時まで（必着）

　　ウ　提出方法

　　　次の電子メールのアドレスまたはFAXにより、那珂市保健福祉部社会福祉課生活福祉グループ宛に提出すること。

　　　　E-mail:shakai-f@city.naka.lg.jp

　　　FAX　０２９－２９５－４２４４

エ　質問に対する回答

　　　質問書を提出した者に対し、電子メール又はFAXで回答する。なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

（２）申請書類の受付

　　ア　提出書類

　　　・提案書（任意様式）

・応募申請書（別紙様式１）

　　　・実施計画書（別紙様式２）

　　　・経費積算書（別紙様式３）

　　　・応募資格誓約書（別紙様式４）

　　　・事業実績書（別紙様式５）

　　　・個人情報の管理体制について（別紙様式６）

　　　・その他提案事業の参考となる資料（別紙様式７）

　　　・法人登記簿謄本

　　　・定款、寄付行為、規約又はこれに類するもの

　　　・国税及び地方税を滞納していないことの証明書

　　　　国税納税証明書（税務署発行）、県税納税証明書（茨城県税事務所発行※１）、市税完納証明書（那珂市役所発行※２）

　　　　※１ 茨城県内に本店、支店等の事務所がない場合は本店所在地の都道府県税事務所が発行する同様の証明書

※２ 那珂市内に本店、支店等の事務所がない場合は本店所在地の市区町村が発行する同様の証明書

　　　・直近３年分の事業報告書、決算書（事業年度が３年に満たない事業者にあっては、現に保有する事業報告書、決算書）

イ　提出期限

　　　　令和７年１１月２６日（水）午後５時まで（必着）

ウ　提出部数

　　　６（２）アの提出書類を６部（正本１部、副本５部）

（３）　問い合せ先・提出場所・提出方法

　　　　〒３１１－０１９２

　　　　那珂市保健福祉部社会福祉課生活福祉グループ

　　　　所在地：那珂市福田１８１９番地５　那珂市役所１階

　　　　電話０２９－２９８－１１１１（内線１２９）

　　　　E-mail:shakai-f@city.naka.lg.jp

　　　　持参または郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。持参による場合は、受付時間を平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）とする。

（４）　留意事項

　　ア　企画提案は、１法人につき１件とする。

　　イ　提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

　　ウ　提出された書類の内容は、変更することができない。

　　エ　提出された書類等は、返却しない。

　　オ　応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出する。

　　カ　提案のための費用は、提案者の負担とする。

　　キ　採択された企画提案書の著作権は、那珂市に帰属する。

７　審査

（１）審査方法

　ア　企画提案内容について、事業者選定委員会を開催し、審査委員による審査を行う。

　イ　事業者選定委員会においては、６（２）の提出書類及びプレゼンテーションにより審査する。

　ウ　応募申請者は、当該提案についてプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションの実施予定日は、令和７年１２月第３週（１７日もしくは１９日に実施予定）とする。

エ　審査の結果、評価点が６０％未満となった場合は選定対象としない。

（２）選定結果の通知

　　事業者選定委員会の審査結果に基づき、受託候補者を選定し、選定後、

速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果につい

て異議申立ては認めない。

（３）審査基準

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 着眼点等 |
| １　実施体制 | * 確実に本事業を遂行できる実施体制になっているか。
* 本事業の実施にあたり、担当者の役割が明確であるか。
* 類似事業で良好な実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分生かせることが期待できるか。
* 個人情報の管理体制は整っているか。
 |
| ２　学習・生活支援事業に対する認識・課題の把握 | * 生活困窮者の背景を的確に見極め、本事業を実施するにあたっての課題やニーズなどを把握した上で、事業を遂行できるか。
 |
| ３　企画内容 | * 提案内容が、本事業目的達成のため、計画性、具体性及び妥当性並びに実施の可能性を伴ったものであるか。
* 本事業を実施する際、利用者に安全や安心を配慮したものになっているか。
* 学習支援と生活支援の一体的実施となっているか。
* 保護者を含めた利用者個々の実情に応じた支援を提供できる体制となっているか。
* 本事業の実績や効果、課題等を分析し、評価することができるか。
 |
| ４　費用の積算 | * 費用の積算は合理的な内容になっているか。
 |

８　受託候補者選定後の手続

（１）那珂市と受託候補者は、提出書類を基に具体的な協議を行い、那珂市財務規則（平成１３年那珂町規則第２７号）等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結するものとする。

（２）那珂市は、協議等の後、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、随意契約による契約の手続を行う。

（３）那珂市は、受託候補者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合（応募資格を満たさない等、欠格事項に該当する場合も含む）は次点の受託候補者と交渉を行うこととする。

（４）契約書の作成の際に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

（５）前各号の規定により契約を締結したときは、次に掲げる事項を市のホームページへ掲載して公表するものとする。

　　ア　契約の名称、金額及び履行期限

　　イ　契約の相手方の商号又は名称

　　ウ　プロポーザル方式を採用した理由

９ その他留意事項

（１）事業の成果は那珂市に帰属する。

（２） 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏えい、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。

（３） 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後も同様とする。